

新リース会計、 借手側の会計処理

制度調査部
齋藤 純

リース利用企業のROA、自己資本比率に影響も

【要約】

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2006年7月5日、リース会計に係る新基準案を公表した。新基準案では、所有権移転外ファイナンス・リースについて賃貸借処理を廃止し、売買処理に一本化することとされている。

新基準案が適用されると、リース資産の借手企業はリース資産を貸借対照表に計上することとなるため、ROA等の財務指標の悪化などにつながる事となる。

もっとも、新基準案の適用にはリース税制との調整が不可避となっており、新基準案においては適用時期が明示されていない。今後は、リース税制の見直しの動向も注目されることである。

新リース会計基準案が公表

リース会計に関する新基準案が公表された¹。現在のリース会計では、所有権移転外ファイナンス・リースをリース物件の「売買」があったものとして処理する方法(売買処理)を原則としている。しかし、リース取引を「賃貸借」と考え、借手でリース物件を貸借対照表に計上しない「賃貸借処理」(オフバランス処理)も容認しており、ほぼすべての上場企業が例外処理である「賃貸借処理」を採用する状況となっている。

新基準案では、「賃貸借処理」を廃止し、ファイナンス・リース取引に関しては「売買処理」に統一することとしている。こうしたリース会計の問題は古くから議論されてきたが、リース会計の見直しはリース業界に壊滅的な打撃すら与えるとの指摘もあり、これまでも所有権移転外ファイナンス・リース取引の売買処理への一本化案が浮上しては消えてきた。今回も、リース取引と密接に係るリース税制との調整の見通しが立っていないことなどから、新基準案は公表されたものの、適用時期は明示されていない(そのため、新基準案は「試案」という位置付けとされている)。

しかしここに来て、リース税制の見直しが行われる可能性が浮上してきており²、リース税制の見直しを機に、リース会計の見直しが一気に進展する可能性もある。

もっとも、新基準案では、リース資産の借手側の貸借対照表にリース資産及びリース債務が計上されることとなるため、リース資産に係る減価償却は借手側が行うこととなる。そのため、これまでの賃貸借処理に比べ、経理処理などの負担が重くなるとともに、貸借対照表のスリム化効果が消滅することとなる(ROA等の悪化につながる)。また、税務上の取扱いも売買取引となれば、支払リース料をそのまま損金算入できるというメリットも消滅する。

¹ 「リース会計に関する会計基準(案)」及び「リース会計に関する会計基準の適用指針(案)」2006年7月5日、企業会計基準委員会。

² 2006年7月21日の日本経済新聞では、税制上も、リース取引を賃貸借取引ではなく、売買取引として取り扱うこととする案を政府が検討すると報じられている。リース税制の見直しに関しては、齋藤 純、DIR 制度調査部情報「リース税制も見直しか? リース問題の税制への波及とその影響」、2006年7月26日を参照。

図表 1 現行リース会計と新基準案との比較

		現在のリース会計	新基準案
ファイナンス・リース取引	所有権移転	売買処理	売買処理 2
	所有権移転外	売買処理。ただし、賃貸借処理によることも可能 1	
オペレーティング・リース取引		賃貸借処理 3	賃貸借処理 3

1 賃貸借処理による場合には、売買処理による場合と同様の情報が開示されるよう、次の情報を財務諸表に注記することとされている。

[借手]

- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
- ・未経過リース料期末残高相当額
- ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- ・減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

[貸手]

- ・固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高
- ・未経過リース料期末残高相当額
- ・当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
- ・利息相当額の算定方法

2 次の情報を注記することとされている。

[借手]

- ・リース資産について、その内容(主な資産の種類等)及び減価償却の方法
- ・リース債務について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額及び5年超の返済予定額

[貸手]

- ・リース投資資産について、将来のリース料を収受する権利部分及び見積残存価額部分の金額、並びに受取利息相当額
- ・リース債権又はリース投資資産に係るリース料債権部分について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

3 借手及び貸手ともに、次の注記を行うこととされている。

- ・貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料
- ・貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料

「ファイナンス・リース」と「オペレーティング・リース」の区分

新基準案では、リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分した上で、ファイナンス・リースについては「通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理」(以下、売買処理)を行い、オペレーティング・リースについては「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」(以下、賃貸借処理)を行うこととしている。

ファイナンス・リースかオペレーティング・リースかにより会計処理が大きく異なるため、両者を区分する基準が重要となるわけであるが、その基準は現行リース会計基準から変更されていない。すなわち、次のいずれも満たすリース取引については、ファイナンス・リースに該当することとなる。

- ・リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)
- ・借手が、当該契約に基づき使用する物件(リース物件)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引(フルペイアウトのリース取引)

なお、ファイナンス・リースに該当するか否かの判定については、上記の「解約不能」及び「フルペイアウト」の要件に加え、次のいずれかに該当する場合にはファイナンス・リースと判定されるという具体的な判定基準が設けられている。

現在価値基準

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額(以下「見積現金購入価額」という)の概ね90%以上であること(以下「現在価値基準」という)。

経済的耐用年数基準

解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上であること(ただし、リース物件の特性、経済的耐用年数の長さ、リース物件の中古市場の存在等を勘案すると、上記の判定結果が90%を大きく下回ることが明らかな場合を除く)(以下「経済的耐用年数基準」という)

ファイナンス・リースと判定されたリース取引については、さらに、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースに区分することとなる。その際、次の～のいずれかに該当するリース取引は所有権移転ファイナンス・リースとされ、所有権移転ファイナンス・リース取引以外は所有権移転外ファイナンス・リースと判定される。

リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引

リース契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目的価額又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利(割安購入選択権)が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引

リース物件が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作又は建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

借手側の会計処理

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理

(1)リース資産及びリース負債の計上

所有権移転外ファイナンス・リースについては、リース取引開始時に「リース資産」及び「リース債務」を計上する。リース資産及びリース債務の計上額は、借手において貸手の購入価額等が明らかであるか否かにより、次のように算定する。

借手において貸手の購入価額等が明らかな場合

リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等とのいずれか低い額

借手において貸手の購入価額等が明らかでない場合

リース料総額の現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額

[少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い]

個々のリース資産に重要性がないと認められる場合には、オペレーティング・リースの会計処理(賃貸借処理)に準じた会計処理を行うことができる。「個々のリース資産に重要性がないと認められる場合」とは、次のいずれかを満たす場合である。

- ・重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引
- ・リース期間が1年以内のリース取引
- ・企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約1件当たりのリース料総額³が300万円以下のリース取引

(2) 支払リース料の処理

リース料総額は、「利息相当額部分」と「元本返済額部分」とに区分した上で、利息相当額部分は「支払利息」として処理し、元本返済額部分はリース債務の元本返済(「リース債務」の減少)として処理する。

区分された利息相当額の総額は、原則として利息法⁴により、リース期間中の各期に配分する。各期に配分する利息相当額の総額は、リース期間開始時におけるリース料総額とリース資産(リース債務)の計上額との差額である。

リース料に含まれる維持管理費用相当額及び通常の保守等の役務提供相当額は、原則として、リース料から控除した上で、その内容を示す科目で費用に計上する。ただし、維持管理費用相当額及び通常の保守等の役務提供相当額に重要性が乏しい場合は、リース料に含めたまま処理することができる。

[リース資産総額に重要性がないと認められる場合]

リース資産総額に重要性がないと認められる場合には、利息相当額部分を利息法により各期に配分する方法に代えて、次のいずれかの方法によることができる。

- ・リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法
- ・利息相当額の総額を定額法により各期に配分する方法

上記の方法によった場合、リース期間中の各期における費用計上額は、現行の賃貸借処理によった場合と同様となる。なお、「重要性がないと認められる場合」とは、「未経過リース料期末残高⁵ + 有形固定資産 + 無形固定資産」に占める未経過リース料期末残高の割合が10%未満である場合をいう。

(3) リース資産の償却

売買処理の場合、リース資産に係る減価償却は借手側で行う。この場合、原則として、リース期間を耐用年数、残存価額はゼロとして償却額を計算する。

償却方法は、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選択する。なお、自己所有の固定資産に関する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定する必要はない。

³ 維持管理費用相当額及び通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を控除することができる。

⁴ 利息法とは、リース債務の未返済元本残高に一定利率を乗じた額を各期の支払利息相当額とする方法である。

⁵ 少額リース資産又は短期のリース取引として賃貸借処理を行うものや、利息相当額を利息法により各期に配分するものに係る未経過リース料を除く。

【仕訳例】

[前提条件]

- ・リース期間 5 年
- ・リース料月額 1,000、リース料総額 60,000 (半年ごとに支払うものとする)
- ・リース物件に係る借手の見積現金購入価額 48,000
- ・利息相当額の各期への配分の際に用いる利率 8.555%
- ・当該リース取引は、リース資産総額に重要性がないと認められる場合以外で、少額リース資産及び短期のリース取引にも該当しないものとする。
- ・リース資産及びリース債務は、見積現金購入価額で計上する。

[リース取引開始時]

リース資産 48,000 / リース債務 48,000

[リース料(半年分)支払時・決算時(リース取引開始から半年後)]

リース債務 3,947¹ / 現金預金 6,000
 支払利息 2,053² / 減価償却累計額 4,800
 減価償却費 4,800³

1 リース債務 3,947 = リース料 6,000 - 支払利息 2,053 (2 参照)

2 支払利息 2,053 = $48,000 \times 8.555\% \div 2$

3 減価償却費 4,800 = $48,000 \div 5 \div 2$

(以後、同様の会計処理をリース取引終了時まで行う。)

図表 2 賃貸借処理と売買処理の比較(借手側の場合)

	賃貸借処理 (現行リース会計での賃貸借処理)	売買処理 2 (新会計基準案での売買処理)
貸借対照表	リース資産及びリース負債は計上しない リース物件の取得価額相当額などを注記 1	リース資産及びリース債務を計上 リース資産及びリース債務の計上額は、次の方法により計算する。 貸手の購入価額等が明らかな場合 リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等のいずれか低い額 貸手の購入価額等が明らかでない場合 リース料総額の現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額
損益計算書	リース料を支払リース料として計上	リース料総額のうち利息相当額は、利息法により支払利息として計上 3 (利息相当額は、リース料総額とリース資産(リース債務)計上額との差額) リース資産について「減価償却費」を計上(リース期間を耐用年数、残存価額をゼロとして計算)

1 賃貸借処理によった場合には、売買処理によった場合と同様の情報が開示されるよう、次の情報を財務諸表に注記することとされている。

[借手]

- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
- ・未経過リース料期末残高相当額
- ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- ・減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

[貸手]

- ・ 固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高
 - ・ 未経過リース料期末残高相当額
 - ・ 当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
 - ・ 利息相当額の算定方法
- 2 リース期間が1年以下の短期リース取引や、1件当たり300万円以下の少額リース取引については、オペレーティング・リースに準じて、賃貸借処理によることができる。
- 3 リース資産総額に重要性がない場合は、利息相当額について次のいずれかの方法によることができる。重要性がないとは、「未経過リース料期末残高+有形固定資産+無形固定資産」に占める未経過リース料期末残高の割合が10%未満である場合をいう。
- ・ リース料総額から利息相当額を区分しない方法
 - ・ 利息相当額を定額法により配分する方法

2. 所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理

(1) リース資産及びリース負債の計上

所有権移転ファイナンス・リースについては、所有権移転外ファイナンス・リースと同様に、リース取引開始時に「リース資産」及び「リース債務」を計上する。リース資産及びリース債務の計上額は、次のように算定する。

借手において貸手の購入価額等が明らかな場合
貸手の購入価額等

借手において貸手の購入価額等が明らかでない場合
リース料総額の現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額

[少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い]

個々のリース資産に重要性がないと認められる場合には、オペレーティング・リースの会計処理(賃貸借処理)に準じた会計処理を行うことができる。「個々のリース資産に重要性がないと認められる場合」とは、次のいずれかを満たす場合である。

- ・ 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引
- ・ リース期間が1年以内のリース取引

(2) 支払リース料の処理

リース料総額は、「利息相当額部分」と「元本返済額部分」とに区分し、利息相当額部分は「支払利息」として処理し、元本返済額部分はリース債務の元本返済(「リース債務」の減少)として処理する。

区分された利息相当額の総額は、原則として利息法により、リース期間中の各期に配分する。各期に配分する利息相当額の総額は、リース期間開始時におけるリース料総額とリース資産(リース債務)の計上額との差額である。割安購入選択権がある場合には、リース料総額に割安購入選択権の権利行使価額を含める。

リース料に含まれる維持管理費用相当額及び通常の保守等の役務提供相当額は、原則として、リース料から控除した上で、その内容を示す科目で費用に計上する。ただし、維持管理費用相当額及び

通常の保守等の役務提供相当額に重要性が乏しい場合は、リース料に含めたまま処理することができる。

(3)リース資産の償却

所有権移転ファイナンス・リースの場合、リース資産に係る減価償却費は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。この場合、耐用年数は、経済的使用可能予測期間とする。

3. オペレーティング・リース取引の会計処理

オペレーティング・リースについては、賃貸借処理を行う。すなわち、借手はリース会社に支払うリース料を「支払リース料」として処理する。

適用時期及び適用初年度の取扱い

1. 適用時期

冒頭でも触れたように、リース会計と密接に関係する税制との調整に関する見通しが立っていないため、新基準案では適用時期が明示されていない。

2. 適用初年度の取扱い

リース取引開始日が新基準案の適用初年度開始前のリース取引については、新基準案に従って処理するのが原則となるが、現行のリース会計基準における注記を行うことを条件に、賃貸借処理を適用することもできる。

リース取引開始日が新基準案の適用初年度開始前のリース取引について、新基準案の規定に従う場合には、次の原則的な取扱いと例外的な取扱いのいずれかによる。

原則的な取扱い

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引についても、リース会計基準及び本適用指針に定める方法により会計処理し、変更による影響額は特別損益として処理する方法

例外的な取扱い

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引については、会計基準適用初年度の期首における未経過リース料残高相当額（利息相当額控除前）を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法